

平成 27 年度 第 1 回南島原市入札監視委員会 概要報告書

開催日時	平成 27 年 10 月 23 日（金） 午前 11 時 00 分～正午														
開催場所	南島原市役所 3 階 A 会議室														
報告案件 及 び 審査案件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 委嘱状交付</li> <li>3. 市長挨拶</li> <li>4. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 委員長の選出</li> <li>② 入札契約に係る例規関係</li> <li>③ 南島原市の入札制度について</li> <li>④ 審査案件の抽出方法について</li> </ol> </li> <li>5. その他</li> <li>6. 閉会</li> </ol>														
出席者 （ 委 員 ）  （南島原市）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">委員長 梅本 義信</td> <td style="width: 50%;">委 員 中村 良治</td> </tr> <tr> <td>委 員 本田 博徳</td> <td>委 員 岩本 公明</td> </tr> <tr> <td>南島原市長</td> <td>松本 政博</td> </tr> <tr> <td>南島原市副市長</td> <td>山口 周一</td> </tr> <tr> <td>総務部管財契約課長</td> <td>小林 道昭</td> </tr> <tr> <td>〃 管財契約班長</td> <td>中村 健</td> </tr> <tr> <td>〃 管財契約班</td> <td>隈部 修司</td> </tr> </table>	委員長 梅本 義信	委 員 中村 良治	委 員 本田 博徳	委 員 岩本 公明	南島原市長	松本 政博	南島原市副市長	山口 周一	総務部管財契約課長	小林 道昭	〃 管財契約班長	中村 健	〃 管財契約班	隈部 修司
委員長 梅本 義信	委 員 中村 良治														
委 員 本田 博徳	委 員 岩本 公明														
南島原市長	松本 政博														
南島原市副市長	山口 周一														
総務部管財契約課長	小林 道昭														
〃 管財契約班長	中村 健														
〃 管財契約班	隈部 修司														



<p>4. 協議事項</p> <p>① 委員長の選出</p> <p>(委員)</p> <p>異議なし(全会一致)</p> <p>梅本委員了承。</p> <p>② 入札契約に係る例規関係</p>	<p>(事務局)</p> <p>南島原市入札監視委員会条例第4条により当委員会の委員長を選出するとあるが、発足後初であるため、事務局案として長崎県の入札監視委員会を務めた経験を有する梅本委員にお願いしてよろしいか。</p> <p>(事務局)</p> <p>入札及び契約に関する例規は27件あり、「南島原市契約規則」及び「南島原市建設工事執行規則」は最も使用頻度の高い、基本的な例規であり、本年度から本格的に一般競争入札を行っていく上では「南島原市建設工事一般競争入札実施要綱」がその基本となる。</p> <p>業者の格付けや発注基準を定めたものは「南島原市建設工事入札制度合理化対策要綱(以下合理化対策要綱という。)」で重要な例規として位置づけている。</p> <p>このほか、以下に示す特に当委員会に関連する例規を説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札参加資格要領</li> <li>・ 南島原市建設工事の指名基準</li> <li>・ 南島原市工事請負契約に係る入札参加資格者指名停止の措置要領</li> <li>・ 南島原市建設工事指名審査委員会規程</li> <li>・ 南島原市競争参加資格委員会設置要綱</li> <li>・ 南島原市公正入札調査委員会設置要綱</li> <li>・ 南島原市入札監視委員会条例</li> </ul>
--	---

<p>③ 南島原市の入札制度について</p>	<p>(事務局)</p> <p>現在の南島原市の入札制度について説明</p> <p>(1) 入札参加資格</p> <p>例年 1 月 10 日～2 月 28 日までが申請期間 (市長が定める期間)</p> <p>平成 27 年度の有資格者数</p> <p>建設工事 711 件 コンサル 326 件 業務委託 406 件 物品購入 403 件</p> <p>(2) 入札方式</p> <p>平成 27 年度から、700 万円以上の工事については、制限付一般競争入札での発注を基本としている。</p> <p>上記以外は指名競争入札で実施している。</p> <p>(3) 予定価格と最低制限価格の設定</p> <p>建設工事は、ランダム化により入札前と入札会場の 2 回に分けて決定。</p> <p>建設工事は入札前に 1 回のみ公表。</p> <p>(4) 入札回数</p> <p>建設工事 1 回 (工事費内訳書提出が必要) 建設工事以外は 2 回実施。</p> <p>(5) 落札者の決定</p> <p>建設工事については、工事費内訳書の確認や類似工事における審査、また疑義申立期間が必要なため、会場では「落札候補者」として公表。</p> <p>建設工事以外は入札会場にて落札決定を行っている。</p> <p>また、入札同一日において競争入札に付する同種工事は類似工事として発注し、落札者が重複することがないように、受注機会拡大の運用を行っている。</p> <p>類似工事は、南島原市競争参加資格委員会及び南島原市建設工事指名審査委員会が選定した工事としている。</p>
------------------------	--

<p>(委員)</p> <p>今回（平成 27 年度）の入札制度の改革で、大きく変わったところは何か。</p>	<p>(6) 電子入札 現在は未導入であるが、平成 29 年度までに運用開始予定。</p> <p>(7) 入札監視委員会の設置について 平成 27 年度より設置</p> <p>(8) 格付け基準 合理化対策要綱第 5 条及び第 6 条により規定している。</p> <p>昨年度までは長崎県の点数を準用していたが、本年度（平成 27 年度）から南島原市独自の主観点項目を設定し、運用している。</p> <p>(9) 工事別発注基準 発注基準については、合理化対策要綱第 13 条で定め、制限付一般競争入札の競争参加資格は公告による。</p> <p>(10) 結果の公表 落札者、落札額、予定価格、最低制限価格、ランダム係数など公表している。</p> <p>(11) 指名停止 南島原市工事請負契約に係る入札参加資格者指名停止の措置要領に基づき指名審査委員会において、指名停止の適用、指名停止期間を決定。</p> <p>(12) 入札・契約に係る委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南島原市建設工事指名審査委員会</li> <li>・ 南島原市競争参加資格委員会</li> <li>・ 南島原市公正入札調査委員会</li> <li>・ 南島原市入札監視委員会</li> </ul> <p>説明は以上</p> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 700 万円以上の工事については、制限付一般競争入札を本格導入</li> <li>・ 建設工事の入札回数は 1 回とする</li> <li>・ 建設工事の入札では工事費内訳書を提出することとする</li> </ul>
---	---

<p>(委員) ランダム係数はいつから導入しているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 格付け基準、発注基準の改定</li> <li>・ 業者格付けの際に用いる評定点に工事成績評定点等を活用できるよう、初めて南島原市独自の主観点を導入</li> </ul> <p>(事務局) 平成 19 年度から導入している。</p>
<p>(委員) ランダム係数はどのような方式であるか</p>	<p>(事務局) 専用のパソコンを使用し入札前と入札会場で行う。</p>
<p>(委員) ランダム係数の数値の幅は？</p>	<p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定基本価格及び予定価格 0.999～1.000 の範囲</li> <li>・ 最低制限基本価格 0.999～1.001 の範囲</li> <li>・ 最低制限価格 0.995～1.005 の範囲</li> </ul>
<p>(委員) 発注者側の自主防衛という観点から、ランダム方式を採用しているもの考えているが、業者側からすればランダム当たりとランダムはずれが生じている。</p>	<p>(事務局) 入札会場では、落札の決定を左右する最低制限価格の数値が最大の関心事であるが、ランダム方式の運用はやむを得ない。</p>
<p>(委員) ランダム係数は 2 回とも発表しているか。</p>	<p>(事務局) 入札会場でかけるランダム係数（2 回目）のみ発表している。</p>
<p>(委員) 予定価格については、長崎県において事前公表したことがあるが、南島原市はどうか。 事前公表を行った場合、落札金額が高止まりする恐れがあるという認識であるが如何か。</p>	<p>(事務局) 南島原市では、事前公表のデメリット等を踏まえ、国土交通省の指針により、事後公表としている。</p>

<p>④ 審査案件の抽出方法について</p>          <p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回の開催日程について</li> </ul>     <p>6. 閉会</p>	<p>(事務局)</p> <p>当委員会で扱う案件は、市が発注する建設工事と建設工事に伴う調査・設計が対象であり、今回の抽出案件は4月から8月までに入札を行った、建設工事78件と調査設計25件が対象となる。</p> <p>抽出方法は、抽出案件等通知書により各委員が南島原市へ通知することとし、対象案件の中から2件、抽出理由を付して南島原市に対し通知を行う。</p> <p>このほか、審議案件以外の入札・契約に関する事項についても、質問や協議事項などを事前に通知することとする。(委員了承)</p> <p>(事務局)</p> <p>平成27年11月17日(火)午後1時30分開催予定。</p> <p>案件の抽出については平成27年11月9日(月)までに通知 (委員了承)</p>
---	---